

令和2年4月8日

保護者 様

野田市教育委員会  
教育長 佐藤 裕

新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業について (期間延長)  
日頃から本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

野田市では、感染症対策として、4月5日付けで、4月7日(火)から4月12日(日)までの臨時休業について通知したところですが、国の緊急事態宣言の発出を受け、野田市新型コロナウイルス対策本部会議で検討し、感染症の拡大防止のため、5月6日(水)まで小中学校の臨時休業期間を延長することといたします。つきましては、ご理解ご協力をお願いします。

今後も、お子様の体調管理及び感染症予防対策につきましては、引き続きよろしく願いいたします。

#### 記

- 1 臨時休業期間の延長 ※下線部分が変更となります。  
令和2年4月7日(火)～ 令和2年5月6日(水)(30日間)
- 2 分散登校について
  - (1) 延長期間の4月13日(月)から5月6日(水)まで、分散登校により、登校日を各学年週1回設定します。詳細は、後ほど各学校からお知らせします。
  - (2) 分散登校による登校日は、欠席しても欠席扱いにはなりません。ただし、欠席する場合は、学校への連絡をお願いします。
- 3 臨時休業期間の主な内容について
  - (1) 休業中の児童生徒の健康管理、学習面については、学校長の指示のもと、適切に実施してください。
  - (2) 感染拡大を防止するための臨時休業であるため、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようお願いします。
  - (3) 教職員は、通常どおり勤務していますので、児童生徒について何かありましたら、学校へご連絡ください。
  - (4) 学校ホームページ、メール等を利用して、今後の対応について連絡をしていきますので、必ず確認をするようお願いします。